令和6年度福島県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県は、令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱(令和6年1月25日付け老発0125第5号厚生労働省老健局長通知)(以下「実施要綱」という。)に基づき、令和6年度介護報酬改定での対応を見据えつつ、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、令和6年2月から5月までの間、収入を2%程度引き上げるための措置を実施することを目的として、実施要綱、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 補助金は、実施要綱に規定する事業を行う場合に必要な経費のうち、勤務する 介護職員等に対し賃金改善を行う、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する福 島県内に所在する介護サービス事業所又は介護保険施設(介護予防・日常生活支援総 合事業(指定サービスを含む。以下「介護サービス事業所等」という。)を運営する 法人等(以下「補助事業者」という。)に対して交付するものとする。

(補助金の対象経費及び補助額)

第3条 補助金は、補助事業者が第2条に定める事業を行う場合に要する経費について 補助するものとし、補助額は実施要綱5に定める算定方法に基づき算出される額とす る。

(補助の交付申請)

- 第4条 規則第4条第1項に規定する申請書は、福島県介護職員処遇改善支援補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その申請期限は、知事が別に定める日とする。
- 2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金処遇改善計画書(第1号様式 別紙1)
- (2) 介護職員処遇改善支援補助金計画書 (施設·事業所別個票) (第1号様式別紙2)

(補助金交付の条件)

- 第5条 交付の決定には次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。
 - ア 実施要綱7(4)に定める事項以外のもの。
 - イ補助対象経費の減額。
 - ウ 補助対象経費の費目間の流用で20%以内の変更。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、 すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。 事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(変更の承認)

- 第6条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県介護職員処遇改善支援補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。なお、必要に応じて第1号様式別紙1及び第1号様式別紙2を添付しなければならない。
- 2 実施要綱 7 (4) に定める変更の届出については、前項に定める第 2 号様式を用いて届出を行うものとし、実施要綱に定める変更届出書(別紙様式 4) の提出は不要とする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する「別に定める期日」は、補助金の交付決定の通知 を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付)

第8条 知事は、この要綱に定める補助金について、原則概算払いの方法により補助事業者に対し直接交付する。ただし、令和6年2月及び3月サービス分については、同年4月サービス分と合わせて交付するものとする。なお、概算払いにあたっては、実施要綱5に基づき福島県国民健康保険団体連合会が算定した額を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告は、福島県介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、令和6年9月30日までに行わなければならない。

- (1) 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(第3号様式別紙1)
- (2) 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(施設·事業所別個票)(第3号様式別 紙2)

(会計帳簿等の整備等)

第10条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、 補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておか なければならない。

附則

この要綱は、令和6年3月8日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。